

会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第3回北河内夜間救急センター協議会
開催日時	令和6年（2024年）3月19日（火）18時30分から19時30分
開催場所	WEB会議
出席者	北河内夜間救急センター協議会 会 長：伏見隆枚方市長 委 員：広瀬慶輔寝屋川市長、宮本一孝門真市長、東修平四條畷市長、山本景交野市長
欠席者	委員：瀬野憲一守口市長、東坂浩一大東市長
案件名	案件第1 議案第3号 令和6年度北河内夜間救急センター協議会会計予算の修正（案）について 案件第2 北河内こども夜間救急センターの診療時間延長について
提出された資料等の名称	資料1 北河内こども夜間救急センター 令和6年度予算の修正及び診療時間の延長について 資料2 令和6年度 北河内夜間救急センター協議会会計予算書【修正版】（案）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度（2024年度）北河内夜間救急センター協議会会計予算の修正（案）が承認された。 ・令和6年9月1日からの北河内こども夜間救急センターの診療時間延長が承認された。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署（事務局）	枚方市 健康福祉政策課

審 議 内 容

<p>会 長</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、只今から令和5年度第3回北河内夜間救急センター協議会を開催いたします。本日は、ご多忙にも拘わらず、このような遅い時間帯にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>北河内夜間救急センター協議会につきましては、定例的な案件は書面会議とさせていただいておりましたが、本日は、既に書面会議で議決いただいた令和6年度予算の一部修正や北河内こども夜間救急センターの診療時間延長に向けた方向性の確認といった重要な内容でありますことから、本日、皆様にお集まりいただきました。</p> <p>まずは、事務局より、本日の出席状況と傍聴希望者について、報告をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本日の委員の出席数は5名でございます。北河内夜間救急センター協議会規約第15条第1項の規定により、本協議会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日は、守口市長様、大東市長様はご欠席のご連絡をいただいております。また、門真市長様におかれましては、他の公務が重なっておられるため、18時50分頃にご退席されるとお聞きしております。可能な限り、18時50分までに終えたいと考えておりますが、会議の進行上、終えることができない場合は、門真市長様におかれましては、その時点でご賛否を表明いただいたうえで、ご退席をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>あわせて、本日の案件につきましては、ご欠席しておられる守口市長様、大東市長様に事前にご賛同いただいておりますことを申し添えさせていただきます。</p> <p>なお、傍聴希望者はございません。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、議事に入ります。本日の協議会に付議させていただく案件は2件です。</p> <p>何卒、慎重なご審議をいただきますようお願いいたします。まず、案件第1「令和6年度北河内夜間救急センター協議会会計予算の修正（案）」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それではご説明いたします。資料1をご覧ください。1～2ページにつきましては、センターの概要となりますので説明は省略させていただき、3ページをご覧ください。ここでご確認いただきたいこととしまして、左の「出務体制」についてですが、当センターは4月から、関西医科大学附属病院と大阪医科薬科大学の出務が週3日ずつの週6日のほか、土曜日の公募医師につきましても、公募に応じていただいた両大学病院の医師に出務していただいております、両大学病院に大きく運営を依存していることがおわかりいただけるかと思えます。</p> <p>次に5ページをご覧ください。平成30年に示された医師の働き方改革により労働基準法が改正され、勤務医の時間外労働が令和6年4月1日から年960時間かつ月100時間未満の上限規制が適用されます。ただし、6ページに記載のとおり、労働基準法では、労働基準監督署長の許可を受けた医療機関は、労働時間規制の適用を除外する「宿日直許可制度」について規定されております。「宿日直許可制度」とは、入院患者がいる病院の夜勤で、基本的に緊急対応以外は待機の状態では仮眠が取れるなど、労働時間の規制をしなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務については、労働時間規制を適</p>

用しない扱いとする制度でございます。北河内子ども夜間救急センターについては、ほとんどの出務を大学病院に依存していることから、大学病院からの求めに応じて、宿日直許可の申請手続きを進めることとし、昨年11月15日開催の幹事会において了解をいただいたところでございます。7ページにはこの「宿日直許可」の申請にあたっての課題とその対応案をお示ししております。本市職員が労働基準監督署と協議を進めていたところ、労働基準監督署から改善を求められた指摘事項としまして、①北河内夜間救急センター協議会と医師との雇用関係が不明確であること、②21時～22時は患者数が多く宿日直許可の取得は困難であることの2点が示されました。①への対策として、雇用関係を明確にするために記載のとおり整理するとともに8ページのとおり、各医師会と締結している協定書・覚書に基づき、医師及び看護師に支払う交通費を含む給料を含めた委託料として支払っていたものを見直し、北河内夜間救急センター協議会として直接、医師及び看護師へ給料を支払う運用に変更することとしました。これにより、河北医師会連合に対してましては、診療業務実施にあたり必要な協力費（事務に係る委託料）のみを支払う運用に変更するものです。北河内夜間急病センター協議会として直接医師及び看護師に給料を支出するとご説明しましたが、実際に協議会事務局である枚方市が直接支払いをするのではなく、これまでどおり、支払いや源泉発行については、河北医師会連合への委託料に含んでいる事務として対応していただくこととなります。その状況を図示したものが、9ページの図となりますので参考にご確認ください。

なお、この変更に伴い、薬剤師のみが委託料のまま給料を支払うことにしておきますと、整合性が取れないことから、薬剤師につきましても、調整の上、同様の支払い方に変更をするものでございますが、医療事務のみ、人材派遣に伴う委託をしていることから、これまでどおり委託料での扱いとなりますことを申し添えさせていただきます。

7ページに戻りまして、②については、現状に基づき、診療時間である21時から翌6時までのうち22時から翌6時までの8時間についてのみ宿日直許可を申請することといたしました。

1月30日に開催した幹事会において審議し、2月に協議会（書面会議）で議決いただいた「令和6年度当初予算」については、以上の説明を踏まえまして、10ページの「令和6年度予算書新旧対照表」にお示しのとおり、右の旧の予算書でお示ししている「診療業務委託料」1億2,316万1,940円のうち、医師及び看護師の給料分の金額と、「調剤業務委託料」3,434万8,490円のうち、薬剤師の給料分の金額とを合わせた1億4,087円を新設費目である「2.給料」として計上し、その他委託料として残った河北医師会連合や薬剤師会への事務委託に要する委託料についてのみ、それぞれの委託料として計上し直しているものでございます。資料2として添付しています「予算書の修正版（案）」につきましては、ご議決いただきました予算書から、先程の新旧対照表の部分のみを修正したものでございますので後程ご確認ください。

以上で案件1「議案第3号 令和6年度北河内夜間急病センター協議会会計予算の修正（案）について」の説明とさせていただきます。

会 長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

(質 疑 な し)

それでは、説明のとおり、令和6年度北河内夜間救急センター協議会会計予算の修正について、承認するものとしてご異議ありませんでしょうか。

(異 議 な し)

それでは、案件1について、承認するものいたします。

続きまして、案件2「北河内こども夜間救急センターの診療時間延長について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

それではご説明させていただきます。資料1の11ページをご覧ください。

北河内こども夜間救急センターの患者推移は、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により患者数は減少しておりましたが、コロナ禍が落ち着いてからは、患者数は増加傾向にありました。また、近隣の高槻島本夜間休日応急診療所や豊能広域こども救急センターは、午前6時30分までの受付で午前7時まで診療されており、北河内こども夜間救急センターより朝の診療が1時間長くなっています。これらのことから、北河内こども夜間救急センターの診療終了時間を午前6時から午前7時まで1時間延長し、医療体制の充実を図るとともに、「初期小児救急医療体制の確保・維持」と「医師が安心して働くことができる環境」を整備し、北河内各市の市民が安心して子育てができる環境の整備を進めるものです。

1時間延長することが「初期小児救急医療体制の確保・維持」と「医師が安心して働くことができる環境」を整えることになるのかについてですが、資料の5ページの中ほど、改革のポイントとしてお示ししている、③追加的健康確保措置として、前の勤務の終わりの時間から次の勤務の始まるの時間までに休息时间として勤務間インターバル9時間を空けることも義務化されております。これを踏まえて、勤務間インターバルについて、詳しくご説明いたします。

14ページをご覧ください。このQAのAにお示しのとおり、宿日直許可を得た宿日直について、24時間を経過するまでに連続して9時間以上従事する場合には、9時間の連続した休息が確保されたものとみなして、「勤務間インターバル」に充てることができるとされています。

これを北河内こども夜間救急センターの場合に当てはめてご説明いたします。15ページの中ほどに図でお示ししておりますが、案件1でもご説明いたしましたとおり、現状では21時から22時は宿日直許可時間として認められないことから、22時から翌6時までの「8時間」についてのみ宿日直許可を申請しているところであり、これが認められたとしても、北河内こども夜間救急センターでの勤務時間内では、勤務間インターバル9時間については満たされていないこととなります。

図にお示ししているとおり、9時間の連続した休息が確保されない場合、その勤務の終了時間から9時間のインターバルが必要となるため、大学病院での勤務は15時からしか勤務できないこととなり、両大学病院の運営に大きな支障をきたすこととなります。この状況を受けた両大学病院からは、早急に9時間の宿日直許可を取得することと、その時期を示すよう意見をいただいております。特に関西医科大学では、所属医師に対し、宿日直

	<p>許可がない医療機関への宿日直はしないようにとの通知も出ていることを把握しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ここで、門真市長が公務のため退席されますが、門真市長様、本日の案件について、説明の途中ではございますが、事前に担当者から主旨はお聞きいただいているとのことですので、ご賛同いただけますでしょうか。</p>
<p>門 真 市 長</p>	<p>診療時間の延長につきまして賛同いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご賛同ありがとうございます。 それでは、門真市長様、本日はお忙しい中ありがとうございます。 引き続き会議を続けさせていただきます。事務局よろしく願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、引き続き説明をさせていただきます。 これらを踏まえ、16 ページのとおり、早朝の6時から7時までの1時間、勤務時間を延長することで、北河内こども夜間救急センターに勤務する医師は勤務時間が1時間延びるものの、宿日直許可が認められた9時間の勤務間インターバルを確保することができるのと同時に、その日の朝9時から大学病院にも勤務できることとなります。 以上から、北河内こども夜間救急センターの診療時間を1時間延長しないことは、「初期小児救急医療体制の確保・維持」ができなくなること、また、「医師が安心して働くことができる環境」が整わないこととなり、北河内こども夜間救急センターの運営が継続できなくなることを示唆しております。 ここまでをご理解いただいたうえで、診療時間を1時間延長したとして、新たな課題となりますのが、医師・看護師・薬剤師及び医療事務従事者の1時間分の給料等の経費をどう賄うかということです。 この件につきましては、両大学病院からの意見を踏まえ、可能な限り早急に対応する必要があることから、当初は、各市において6月議会で早急に補正予算を計上していただき、必要な経費を各市でこれまでの負担割合に応じて負担していただく方向で検討してまいりましたが、案件1でご説明させていただきましたとおり、これまで委託料に医師等の給料もまとめて計上していたものを、協議会からの直接給料支払いの方法に変更することから、委託料にかかる消費税が不要となることが判明しました。 その内容をお示ししたものが、17 ページになります。ここでお示しのとおり、医師及び看護師の給料を含んで委託しておりました「診療業務委託」を上段に、薬剤師の給料を含んで委託しておりました「調剤業務委託」を下段にお示ししておりますが、4月からの給料の支払い方変更後には、合計で約1,280万円の消費税分が不要となります。また、診療時間の1時間延長により、診療収入の増加も見込めること、さらには、「医事業務委託」につきまして、検討の段階においては、委託先の見積もりが非常に高額で示されておりましたが、本市契約課に確認の上、あまりに合理的でない見積もりが示されたのであれば、場合によっては契約解除やその後の新規委託先の入札による業者変更も可能であることが示されたことで、費用が想定していたより圧縮できることも判明したこと、以上から、令和6年度の途中からの1時間の診療時間延長に伴う給料増等の必要経費について</p>

	<p>は、消費税の不要分と診療報酬の増により、賄えることについてほぼ確信が得られる状況となったため、各市の補正予算は不要とすることと判断させていただきました。</p> <p>ただし、令和7年度につきましては、一定の各市負担増は必要であることは、ご認識していただきたいと考えております。</p> <p>以上を踏まえた今後のスケジュール案を 18 ページにお示ししております。スケジュールにお示ししておりますとおり、各市におきまして、市議会へのご報告や市民への周知期間、その他、先程も申しあげました医事業務委託調整などの手続きを踏まえますと、診療時間を1時間延長することも医療体制の拡充については、早くとも令和6年9月から1時間延長に伴う出務実績や患者数等の記録をもって、10月頃に9時間の宿日直申請を行い、宿日直許可が認められるのは11月頃と見込んでおります。</p> <p>以上が、案件2の北河内こども夜間救急センターの診療時間延長についてのご説明となります。</p> <p>非常に複雑な内容となっておりますが、ご審議いただき、北河内こども夜間救急センターの診療時間を1時間延長すること、また、予算の考え方、今後のスケジュールについて方向性につきまして、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>只今の説明について、ご意見等はございますでしょうか。</p>
交 野 市 長	<p>医師の働き方改革に伴う診療時間の延長ということですが、医師の勤務時間が長くなり制度と矛盾しているのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>今回の医師の働き方改革による北河内こども夜間救急センターの大きな課題は9時間の勤務間インターバル規制ですが、この主旨は、9時間以上の連続した休息時間を確保することで医師の健康を維持し負担を軽減するものです。宿日直許可を取得した医療機関での勤務は「常態としてほとんど労働することがない」連続した休息時間に当たるため、診療時間の1時間延長は実質的には休息時間の延長を意味しており、連続した9時間の勤務間インターバルを確保することで法の主旨に沿うものと考えています。</p>
会 長	<p>他にご質問等はございますでしょうか。</p>
寝屋川市長	<p>今回の案件とは異なりますが、オンライン診療について、これからの広域の在り方や市民の皆様の利便性を考えると、オンライン診療や薬剤のバイク便での配達等の体制を構築すべきではないのでしょうか。また、遠く離れた地域からでも子育て世代に寄り添った施策ができるのではないのでしょうか。</p>
会 長	<p>寝屋川市長様からご意見をいただきましたが、オンライン診療はとても重要であると考えますが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。</p>
四 條 畷 市 長	<p>寝屋川市長様がおっしゃるとおり、オンライン診療はとても重要だと考えますが、オンライン診療のみにとらわれず、北河内こども夜間救急センターをより良くしていくためのひとつの選択肢として、今後検討していくべきだと考えます。</p>

交野市長	<p>今後の検討課題としてはとても重要ですが、まずは今回の案件である診療時間延長について検討すべきではないでしょうか。</p>
会長	<p>委員の皆様からご意見をいただきましたが、こどもの夜間救急という性質を考慮したうえで、医師の意見も聞きながら検討していく必要があるため、今後、課題として検討していきたいと思います。</p> <p>それでは、説明のとおり、北河内こども夜間救急センターの診療時間延長等に関する方向性について、承認するものとしてご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>それでは、案件2について承認するものとします。</p> <p>案件はすべて終了しましたが、全体をとおしてご質問やご意見等はございますでしょうか。</p>
四條畷市長	<p>令和6年4月からの医師の働き方改革に伴う案件でしたが、医師会等含めて、事務局の皆様が相当調整にご苦勞をされたのではないかと思います。大変な調整をしていただきましたこと心から感謝申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。その他ご意見等がないようでしたら、以上をもちまして、第3回北河内夜間救急センター協議会を終了させていただきます。皆様お忙しいなかご苦勞様でした。</p>